

(単位:百万円)

資産の部	
固定資産	792,139
有形固定資産	562,028
製造設備	109,899
供給設備	354,393
業務設備	67,272
附帯事業設備	5,420
休止設備	1,532
建設仮勘定	23,510
無形固定資産	4,729
借地権	3,071
その他無形固定資産	1,658
投資その他の資産	225,381
投資有価証券	68,858
関係会社投資	75,354
関係会社長期貸付金	47,984
出資金	10
長期前払費用	3,764
繰延税金資産	8,872
前払年金費用	12,786
その他投資金	8,609
貸倒引当金	859
流動資産	189,321
現金及び預金	32,967
受取手形	886
売掛金	63,110
関係会社売掛金	5,254
未収入金	12,829
製品	90
原料	15,744
貯蔵品	9,074
関係会社短期貸付金	15,016
関係会社短期債権	3,416
繰延税金資産	12,198
デリバティブ	13,757
その他流動資産	5,565
貸倒引当金	589
繰延資産	40
社債発行差金	40
資産合計	981,501

(単位:百万円)

負債の部	
固定負債	330,996
社債	203,660
長期借入金	102,386
退職給付引当金	13,311
ガスホルダー修繕引当金	1,579
その他固定負債	10,058
流動負債	207,699
1年以内に期限到来の固定負債	45,066
買掛金	15,147
未払金	20,414
未払費用	44,642
未払法人税等	20,016
前受金	6,347
預り金	1,271
関係会社短期借入金	26,165
関係会社短期債務	13,831
繰延ヘッジ利益	13,757
その他流動負債	1,040
負債合計	538,695
資本の部	
資本金	132,166
資本剰余金	19,497
資本準備金	19,482
その他資本剰余金	15
自己株式処分差益	15
利益剰余金	310,107
利益準備金	33,041
特定資産買換等圧縮積立金	216
特定ガス導管工事償却準備金	1,677
海外投資等損失準備金	6,218
原価変動調整積立金	89,000
別途積立金	62,000
当期末処分利益	117,952
株式等評価差額金	23,090
その他有価証券評価差額金	23,090
自己株式	42,056
自己株式	42,056
資本合計	442,805
負債・資本合計	981,501

(注記)1.重要な会計方針

(1)有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

(2)有価証券の評価は、次によっております。
子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるもの 時価法
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)
時価のないもの 移動平均法による原価法

(3)製品の評価は、総平均法による原価法、原料及び貯蔵品の評価は、移動平均法による原価法によっております。

(4)デリバティブの評価は、時価法によっております。

(5)重要な引当金の計上は、次によっております。
退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
ガスホルダー修繕引当金
球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、前回の修繕実績額に基づく次回修繕見積額を、次回修繕までの期間に配分計上しております。

(6)消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2.会計方針の変更

(1)固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)が平成16年3月31日に終了する事業年度から適用できることになったことに伴い、当期から同会計基準及び同適用指針を適用しております。これにより税引前当期純利益は、10,771百万円減少しております。
なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。

(2)ガス事業会計規則の改正により、ガス事業と附帯事業とに関連する費用については、当期から所定の基準によりそれぞれの事業に区分して表示しております。これによる当期の営業利益に与える影響はありません。

(3)ガス事業会計規則の改正により、当期から「自動通報サービス事業」と「電気供給事業」については附帯事業収益及び附帯事業費用の内訳として表示しております。

(4)ガス事業会計規則の改正により、前期まで附帯事業として整理していた託送供給に係る固定資産、収益及び費用については、当期からガス事業に係る固定資産、収益及び費用としております。これによる当期の営業利益に与える影響はありません。

3.有形固定資産の減価償却累計額 1,582,593百万円

4.関係会社投資のうち 子会社株式 46,931百万円

5.関係会社に対する金銭債権・金銭債務のうち子会社に対するものは、次のとおりであります。

長期金銭債権	70,221百万円	短期金銭債務	39,718百万円
短期金銭債権	22,133百万円		

6.ガスホルダー修繕引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

7.偶発債務

保証債務	7,798百万円	社債及び借入金の債務履行引受契約等に係る偶発債務	58,931百万円
------	----------	--------------------------	-----------

8.商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額 23,090百万円

費用		(単位:百万円)	収益		(単位:百万円)
営業	売上原価	219,385	製品売上	567,497	
	期首たな卸高	84	ガス売上	567,497	
	当期製品製造原価	222,191			
	当期製品仕入高	0			
	当期製品自家使用高	2,800			
	期末たな卸高	90			
	(売上総利益)	(348,111)			
	供給販売費	222,995			
	一般管理費	66,444			
	(事業利益)	(58,671)			
営業外	営業雑費用	122,549	営業雑収益	126,715	
	受注工事費用	31,723	受注工事収益	31,837	
	器具販売費用	90,826	器具販売収益	92,066	
			その他営業雑収益	2,811	
	附帯事業費用	22,269	附帯事業収益	28,542	
	自動通報サービス事業費用	3,537	自動通報サービス事業収益	4,887	
	電気供給事業費用	4,782	電気供給事業収益	4,789	
	その他附帯事業費用	13,948	その他附帯事業収益	18,866	
	(営業利益)	(69,111)			
	営業外費用	6,493	営業外収益	12,541	
支払利息	1,337	受取利息	541		
社債利息	2,792	受取配当金	1,342		
社債発行差金償却	2	貸貸料収入	1,323		
社債発行費償却	94	投資有価証券売却益	5,227		
雑支出	2,266	雑収入	4,107		
(経常利益)	(75,159)				
特別損益	特別損失	11,551	特別利益	820	
	固定資産圧縮損	780	固定資産売却益	820	
	固定資産減損損失	10,771			
	(税引前当期純利益)	(64,428)			
	法人税等	17,000			
法人税等調整額	6,147				
当期純利益	41,280				
合計	736,117	合計	736,117		
当期純利益		41,280			
前期繰越利益		83,362			
中間配当額		6,690			
当期末処分利益		117,952			

(注記)1. 子会社との取引高
 売上高 19,678百万円
 仕入高 77,908百万円
 営業取引以外の取引高 8,541百万円
 2. 1株当たりの当期純利益 18円48銭

当期末処分利益	117,952,989,981円
特定ガス導管工事償却準備金取崩し	370,875,076円
海外投資等損失準備金取崩し	15,135,095円
合計	118,339,000,152円

これを次のとおり処分いたします。

利益配当金 (1株につき3円)	6,686,180,436円
取締役賞与金	60,000,000円
次期繰越利益	111,592,819,716円

- (注)1.平成16年11月30日に6,690,419,862円(1株につき3円)の中間配当を実施いたしました。
 2.特定ガス導管工事償却準備金及び海外投資等損失準備金の取崩し額は、租税特別措置法の規定に基づくものであり、税効果相当分調整後の金額により表示しております。
 3.その他資本剰余金の全額は、次期に繰り越すことといたします。

独立監査人の監査報告書

平成17年4月27日

大阪瓦斯株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 間 処 秀 一 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 園 木 宏 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 北 本 敏 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、大阪瓦斯株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第187期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書(会計に関する部分に限る。)及び利益処分案並びに附属明細書(会計に関する部分に限る。)について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 会計方針の変更の注記に記載のとおり、会社は以下の会計方針の変更を実施している。
会社は当事業年度より固定資産の減損に係る会計基準を適用している。この変更は、「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」が平成16年3月31日に終了する事業年度から適用できることとなったことに伴うものであり相当と認める。
会社は当事業年度より、ガス事業と附帯事業とに関連する費用については所定の基準によりそれぞれの事業に区分して表示し、「自動通報サービス事業」と「電気供給事業」については附帯事業収益及び附帯事業費用の内訳として表示している。また、附帯事業として整理していた託送供給に係る固定資産、収益及び費用については、当事業年度からガス事業に係る固定資産、収益及び費用としている。これらの変更は、ガス事業会計規則の改正によるものであり相当と認める。
- (3) 営業報告書(会計に関する部分に限る。)は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (5) 附属明細書(会計に関する部分に限る。)について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

自己株式の消却に関する後発事象が営業報告書に記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第187期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、以下のとおり監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席するほか、随時、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社に対しては営業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。
- (3) 取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成17年4月28日

大阪瓦斯株式会社 監査役会

監査役(常勤) 岡 嶋 保 ㊞

監査役(常勤) 和 田 秋 夫 ㊞

監査役 島 田 禮 介 ㊞

監査役 金 森 順 次 郎 ㊞

(注) 監査役 島田禮介及び監査役 金森順次郎は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。